

第2次亀岡市教育振興基本計画

概要版



1 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

第2次亀岡市教育振興基本計画は、現行の計画が2021年度（令和3年度）で終了することから、国や京都府の計画を踏まえつつ、これからの時代の流れにふさわしい教育を行う理念をはじめ、これまでの成果と課題に基づき施策の改善を図り、本市の教育の目標と、その実現に必要な施策を総合的に推進するために策定しました。

2 計画の位置づけ

第2次亀岡市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

本計画は豊かな自然と歴史・文化に恵まれた本市の特色を生かした教育を進めていく方針であるとともに、本市のめざす教育のあり方を示し、計画的に進めるための道しるべとなるものです。

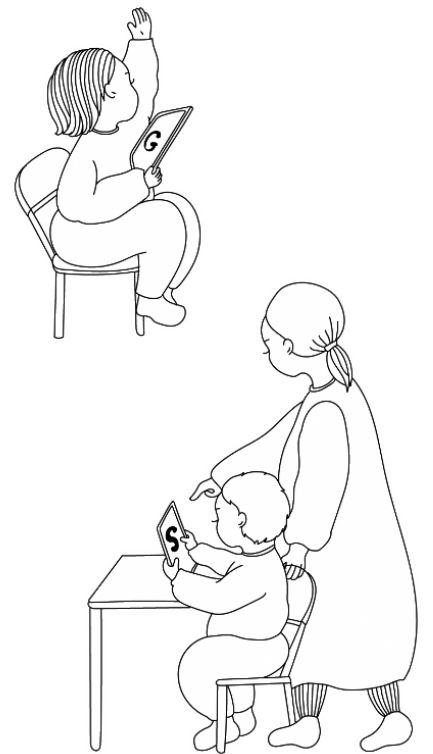
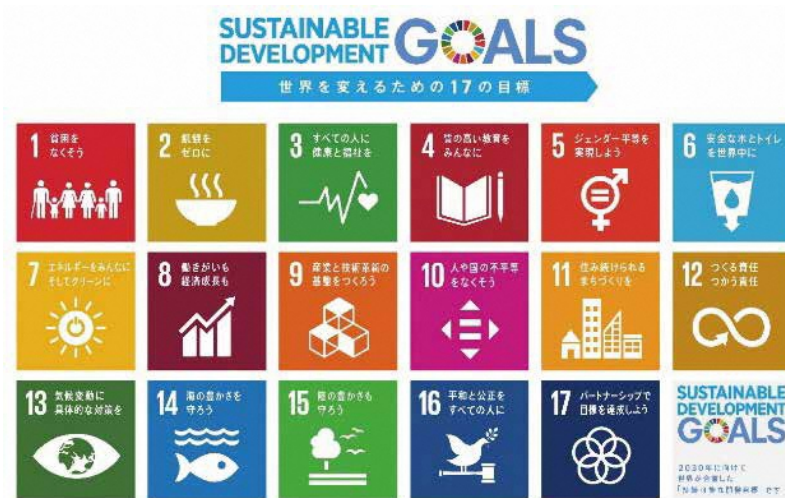
3 計画期間

第2次亀岡市教育振興基本計画の計画期間は、2022年度（令和4年度）から2031年度（令和13年度）までの10年間とします。

4 持続可能な開発目標(SDGs)と自治体の取組

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された国際目標で、2030年（令和12年）までに達成すべき17のゴールと169のターゲットで構成し、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念に掲げています。

本市は2020年度（令和2年度）、内閣府より「SDGs未来都市」・「自治体SDGsモデル事業」に選定されており、本計画においてもSDGsの要素を反映して、SDGs未来都市として持続可能なまちづくりに向けた取組を進めています。



2 基本理念について

めざす人間像 『ふるさとを愛し 心豊かに 未来を共にきりひらく』

私たちが住む亀岡は、美しい保津川の流れと緑あふれる山々などの豊かな自然に恵まれ、石田梅岩や円山応挙をはじめとする学術・芸術などの文化や明智光秀公の丹波統治の拠点となった丹波亀山城などの歴史が根づく、多くの人々の営みと自然が調和した魅力ある都市（まち）です。

この亀岡の地で、誰もが生涯を通じて学びを深め、「ふるさと」を愛する豊かな心を育み、次世代へつなぐこと。

受けついだ豊かな心を一人ひとりが自らのものとし、自分を知り、他者を知り、自分の良さも他者の良さも尊重し、「共感」できる力を育むこと。

それらの力を基にして、日々変化する社会の中でも主体的に学び、新しい時代に立ち向かい、常に挑戦し続ける「主体性」を育むこと。

亀岡市の教育は、「ふるさと」「共感」「主体性」を柱とし、生涯学習都市宣言に掲げる「人間の尊重」「亀岡市民憲章」にうたう「平和と人権の根づくまち」に基づき、人権尊重を根幹に置く人間像を目指すものです。

亀岡の教育に関わるすべての人々のたゆまぬ営みを通して、亀岡の今、そして「未来を共にきりひらく」人々を育みます。

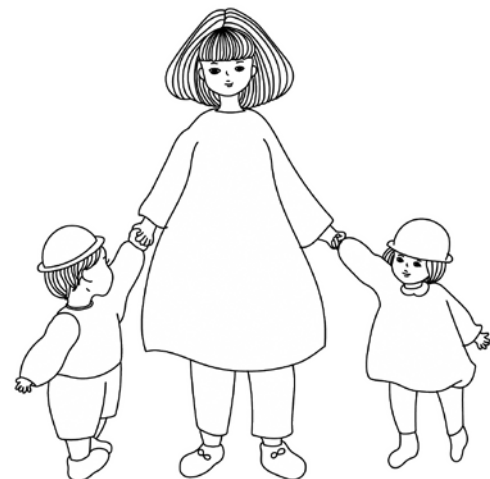
亀岡市教育委員会では、教育基本法に掲げられた教育の基本理念を踏まえながら、亀岡市ならではの教育を通じて、子どもから大人まですべての人々が生涯にわたって力強く歩み続けることができる力を育むことを目指し、「ふるさとを愛し 心豊かに 未来を共にきりひらく」を『めざす人間像』とし、亀岡市の教育の基本理念とします。

基本理念 めざす人間像

ふるさとを愛し 心豊かに
未来を共にきりひらく



中央の球は、平和と人権尊重を基盤に3つの力をバランスよく育むことを表しています。周りを取り巻く模様は、住む人を包み込む豊かな亀岡の自然や歴史・文化と多様性の尊重を象徴しています。



基本理念

めざす人間像

ふるさとを愛し 心豊かに
みらいを共にきりひろく

基本目標

1

みらい教育の創造

2

主体的に学び、新たな課題に
挑戦する力を育てる

3

自他を尊重し、
共感できる心を育てる

4

魅力と特色ある学校づくり

5

豊かな学びを支える
教育環境整備

6

人生 100 年時代を
豊かにする社会教育

7

ふるさとの文化、歴史、
豊かな自然を次代につなぐ

施策の方向性

- ① 新しい時代の学校施設(園)のあり方の研究
- ② 社会に開かれた教育活動の展開
- ③ 学校給食センター施設の更新・整備による献立の充実
- ④ 地域学習の推進
- ⑤ 持続可能な地域社会のための学びの推進
- ⑥ 最先端技術を活用した文化資料館体感型ふるさと教育の推進
- ⑦ 市民力を支える図書館の充実・整備の研究

- ① 学びの充実・学力の向上
- ② 就学前教育の充実
- ③ 健やかな体づくりと食育の推進
- ④ 体力・競技力の向上
- ⑤ 特別支援教育の充実
- ⑥ ICT教育の推進
- ⑦ 新しい教育課題への対応

- ① 平和・人権教育の推進
- ② 生徒指導・教育相談活動の充実
- ③ 道徳教育の充実

- ① 保育所等と小学校との連携強化
- ② 小中一貫教育・小中連携教育の推進
- ③ 学校規模適正化の推進
- ④ 教職員の資質の向上
- ⑤ コミュニティ・スクールの実施
- ⑥ 魅力と特色ある学校づくりの推進

- ① 安全・安心で快適な教育環境の充実
- ② 児童生徒の安全確保
- ③ 遠隔・ICT学習環境や教材備品の整備
- ④ 学校給食及び中学校昼食の充実
- ⑤ 就学援助・相談支援体制の充実
- ⑥ 効率的・効果的な教育行政運営

- ① 平和・人権学習の推進
- ② 家庭教育への支援
- ③ 地域教育力向上への支援
- ④ 子どもの健全育成の推進
- ⑤ 市民の学習活動の推進
- ⑥ 読書環境の充実

- ① 文化財の保存と活用
- ② 歴史・文化・自然を学ぶ拠点の整備
- ③ ふるさと学習及び体験的活動の推進
- ④ 環境学習の充実

- ◆再生可能エネルギー(太陽光発電等)設備の設置検討
- ◆「社会に開かれた学校」づくりの推進
- ◆献立内容の充実及びオリジナル献立の実施
- ◆地域のリソース(資源)を活用した多様で創造的な学びの推進
- ◆地域の活性化や持続可能な地域社会をテーマとした講座の開催
- ◆レファレンス記録のデータベース化および自動回答システムの構築
- ◆市民力を支える図書館の充実・整備の研究

- ◆指導内容の工夫改善
- ◆幼児期における非認知的能力を育成する教育の充実
- ◆食育指導の充実
- ◆体力づくりの推進 ◆競技力向上の支援 ◆外部指導員の活用
- ◆一人ひとりに応じた特別支援教育の充実
- ◆ICT機器を活用した教育の推進
- ◆学習支援ソフト等の活用

- ◆学校における平和に関する教育の充実 ◆学校における人権教育の充実 ◆人権教育の校種間連携の強化
- ◆児童生徒の規範意識の醸成 ◆不登校対策支援員、スクールカウンセラーなどの適切な配置
- ◆道徳教育の充実

- ◆幼児教育総合センターの機能強化 ◆保幼小接続の充実
- ◆小中一貫教育・小中連携教育の内容の充実 ◆義務教育9年間を見通した系統的・継続的な教育活動の実施
- ◆学校規模適正化の推進
- ◆教職員の研修講座の充実 ◆男女共同参画の意識啓発の充実
- ◆コミュニティ・スクール実施学校の拡大
- ◆「魅力と特色ある学校づくり推進事業」の実施と成果の普及

- ◆学校施設の長寿命化や大規模改修の実施 ◆学校施設のトイレ洋式化の推進
- ◆亀岡市子ども見守りシステムの利用促進 ◆亀岡市通学路等交通安全プログラムの推進 ◆学校安全対策事業の推進
- ◆ICT機器類の保守・整備等
- ◆地元産食材の利用推進 ◆中学校選択制デリバリー弁当(昼食提供事業)の充実 ◆中学校給食に係る調査・研究
- ◆就学援助制度による支援 ◆生理の貧困問題等について学校と連携した支援体制の充実 ◆在籍校と連携した支援体制の充実
- ◆教職員の働き方改革の推進 ◆共同学校事務室の充実

- ◆人権教育講座の実施 ◆人権教育指導者研修会の実施 ◆女性集会の実施 ◆自主的な人権学習活動への支援
- ◆家庭教育支援講座の実施
- ◆地域学校協働活動推進事業の実施 ◆亀岡市地域未来塾の実施
- ◆新成人に対する成人の権利・義務等の啓発、成人の社会参加への節目となる催し等の実施 ◆青少年育成団体との連携による体験活動の推進 ◆放課後児童会の整備・充実
- ◆亀岡市さわやか教室の実施 ◆障がい者成人学級の実施
- ◆図書館サービスの充実 ◆図書資料などの充実 ◆子どもの読書環境の充実

- ◆亀岡市文化財保存活用地域計画の策定・推進 ◆市内重要文化財の維持・管理 ◆市民ニーズに応える調査研究・展示普及の充実
- ◆史跡丹波国分寺跡整備基本計画・基本設計の推進 ◆新資料館構想の具現化
- ◆ふるさと学習の推進 ◆京都亀岡学校応援事業 ◆体験ゾーンを設けた展示会の開催 ◆市民ニーズに応える歴史体験事業の実施
- ◆環境についての学習機会の充実

重点施策



本計画の実現には、行政や学校だけでなく、家庭をはじめ、子どもたちの健全な育成を支え、学んだことを活かし考え実践する場である地域等との連携が不可欠です。家庭、地域や関係機関等と連携を図り、地域全体で効果的な取組を推進していきます。

計画の進捗管理にあたっては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年度、本計画に基づく施策の実施状況や各種指標の状況を点検及び評価し、次年度への取組につなげることで、計画の円滑な推進に努めます。

なお、社会情勢の変化や国の制度改正等により新たな課題が生じた場合など、必要に応じて本計画の見直しを行います。



第2次亀岡市教育振興基本計画

2022年(令和4年)3月

発行 亀岡市教育委員会

住 所 〒621-8501 亀岡市安町野々神 8 番地

電 話 0771-22-3131(代表)

FAX 0771-23-3100

ホームページ <http://www.city.kameoka.kyoto.jp>



